

多発するネットトラブルに対応するために

インターネットは便利なものですが、出会い系サイトやアダルトサイト、自殺サイトといった有害な情報も数多く流通しています。また、架空請求、ネットいじめ、援助交際、性犯罪、薬物犯罪、闇サイト、自殺誘引など、ネット社会において子どもが直面している問題は大人の想像をはるかに超えており、子どもが犯罪や被害に巻き込まれる危険性も急増しています。子どもが被害者になる事件だけでなく、オンラインゲームへの不正アクセスやLINE(ライン)・学校裏サイトでの誹謗中傷の書き込みなど、子どもが加害者となるケースも多くなっています。数々の危険が潜んでいるネット社会から子どもを守るために、まず大人がネットトラブルについてしっかり学ぶことが大切です。

1 何が起きている？その実態と危険性

(1) この用語知っていますか？

<p>LINE (ライン)</p>	<p>スマートフォンで、無料音声通話&無料メールができるアプリ。4月末で全世界の利用者は約1億5千万人。</p> <p>(1)LINEの問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●LINE IDを利用した出会い系サイト ●いじめとの関連 <ul style="list-style-type: none"> ・(好きな友人だけで)トークルームで特定の子の悪口や誹謗中傷を書き込む ・持っていない生徒は仲間はずれにされる傾向がある ・グループに入れてあげない、強制退会されるなど、持っていない仲間はずれにされることがある ・ファイル送信により、写真等を公開する。いじめ動画の流出。 <p>(2)LINEの使用にあたって ※ご家庭でも注意をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「LINEはあくまで親しい友人とコミュニケーションを図るためのものである。」という意識の元、絶対に悪口や個人情報を載せない。 ●携帯電話でなくても、「ipod touch」「i pad」「Walkman」もネット接続やLINEができます。
<p>ブログ</p>	<p>個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるウェブサイト。個人情報の流出や、他人への誹謗・中傷などの犯罪につながる危険性もある。</p>
<p>オンラインゲーム</p>	<p>コンピュータネットワークを利用して、別々の場所においても、オンライン上で同時に同じゲームを行ったり、コミュニケーションをとったりができるもの。近年コミュニケーション機能を悪用しての犯罪が増えている。</p>
<p>チェーンメール</p>	<p>同じ内容を不特定多数の人に転送するように求めるメール。チェーンメールをはじめに送った人は加害者です。また、受け取っただけでは被害者ですが、それを転送するとその人も加害者になってしまいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">× チェーンメール送った人＝加害者</p> <p style="text-align: center;">受け取った人 ＝被害者</p> <p style="text-align: center;">× 転送した人 ＝加害者</p> </div> <p>チェーンメールが送られてきても絶対に転送してはいけません。「止めたらお前が代金を支払うことになる」「止めたらお前がねらわれる」はウソです。誰が止めたか分かるパソコン、ケータイは存在しません。どうしても不安な方は、次のアドレスへ転送してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p><全国 web カウンセリング協議会提供></p> <p>chain01@web-mind.jp chain02@web-mind.jp chain03@web-mind.jp chain04@web-mind.jp</p> <p>chain05@web-mind.jp chain06@web-mind.jp chain07@web-mind.jp chain08@web-mind.jp</p> <p>chain09@web-mind.jp chain10@web-mind.jp</p> <p><『撃退！チェーンメール！』 http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/ より></p> <p>risu1@ezweb.ne.jp risu2@ezweb.ne.jp risu3@ezweb.ne.jp</p> <p>dakef1@docomo.ne.jp dakef2@docomo.ne.jp dakef3@docomo.ne.jp</p> <p>dakef4@docomo.ne.jp dakef5@docomo.ne.jp</p> <p>kuris1@t.vodafone.ne.jp kuris2@t.vodafone.ne.jp</p> </div>

(2) こんな子が増えています。※ケータイ依存の子の特徴

- ◇ 家族の一員としてやるべきことをやらない。
- ◇ ケータイを食卓の上において食事をする。
- ◇ 風呂やトイレの中でメールをする。
- ◇ 勉強机に向かっている時間中メールをする。
- ◇ 布団の中でメールをする。(寝る前のメールはコーヒー2杯分。眠れない、起きられないの悪循環。)



(3) インターネット(ケータイ)から、こんな被害・加害が起きていることを知っていますか？

- | | | | |
|-------------|----------------|------|------|
| ◇ ネットいじめ | ◇ 性犯罪・援助交際 | ◇ 恐喝 | ◇ 自殺 |
| ◇ 夜間外出・プチ家出 | ◇ 詐欺・悪徳商法・不当請求 | | |

- ◇ インターネット(ケータイ)はよい情報だけでなく、悪い情報や、よいか悪いか判断が難しい情報が混在しています。**無難なゲームサイトや学校裏サイトから、わいせつ情報販売サイトや薬物売買にかかわるサイト、自殺サイトなどにつながってしまうこともあります。**
- ◇ インターネット(ケータイ)は、子どもに利用させたくない情報を保護者に分からないままダイレクトに届けることができます。**知らない危険な大人が、直接子どもに接触をすることができてしまいます。**
- ◇ インターネット(ケータイ)は、**危ない情報や禁じられた危ない物品の売買ができます。親に内緒で薬物や銃刀法で所持が禁止されているタガナーナイフ等の凶器が簡単に入手できてしまいます。**自分の下着や裸の写真、自分の体(援助交際)を販売したりすることもできてしまいます。

インターネットやケータイサイト【出会い系・ゲーム・プロフィール】での被害・加害の実例

- 事例1** ある中学校の女子生徒は、ネットゲームで知り合った男性に悩みを相談した。男性は親身になって相談に乗ってくれ、そのうちにメールアドレスを交換し、実際に会うことになった。男性と会ってみると、車に連れ込まれ身動きが取れない状態にされ、性的被害にあった。
- 事例2** ある高校の1年生の女子生徒は、インターネットのサイトで見知らぬ男と知り合いになった。しかし、男は年齢を若く偽って書き込んだり、他人の写真を撮影することで他人になりすまし、女子生徒の気を引いていた。女子生徒は、偽りの容姿にだまされ好意をもつようになり、男はそこに付け込んで、「おれのことが好きな証拠を見せろ」と裸の写真を送らせたり、現金をだましとったりした。2人は直接会ったことはなく、女子生徒は相手を「かっこいい人」だと思い込んでいた。
- 事例3** ある小学校の5年生の男子児童は、塾に通い始めたことをきっかけに家族との連絡用に携帯電話を買い与えられた。テレビのCMで携帯電話から利用できるゲームサイトがあることを知り、無料で遊べると思って登録した。パケット料金無制限の契約をしていたこと、「無料で遊べる」と書かれているゲームだけ利用していたことから、毎日、ゲームサイトで遊ぶようになった。児童はゲームで勝つために様々なアイテムを購入していたが、すべて無料であると信じていた。翌月、携帯電話料金といっしょに10万円近く請求が届き、驚いた保護者がゲームサイトを確認したところ、「一部コンテンツは有料です」という記述があることに気づいた。
- 事例4** ある中学校の男子生徒が開設したプロフィールサイト上の掲示板で、別の学校の男子生徒とけんかになった。別の学校の男子生徒はプロフィールサイトを開設していた男子生徒を公園に呼び出し、暴行を加えた疑いで逮捕された。
- 事例5** ある中学校の3年生の女子生徒が家出をし、泊まる場所を探すため、プロフィールサイトに「家出中」と書き込んだところ、これを見た男が「家に来ないか」とメッセージを送った。女子生徒は、この書き込みを見て男の家に行ったが、その時に男からみだらな行為を受けた。後日、女子生徒と親が警察署に相談し、事件が発覚した。
- 事例6** ある中学2年の女子生徒は、気軽に「お金が欲しい」とプロフィールサイトに書き込んだところ、見知らぬ女から「いいバイトがあるよ」とメッセージが送られてきた。女子生徒は、女同士ということで安心してバイトを紹介してもらった。しかし、バイトを紹介した女は、実は売春クラブの男のスカウトマンであり、危うく売春させられそうになって事件が発覚した。

～パレット【中学生版 Vol.15 平成22年12月発行 愛知県教育委員会】～

2 どう守る？その防御法！

※未成年者のケータイ、インターネット上の問題行動の法的責任が保護者に発生します。

(1) フィルタリングを必ず利用する(有害サイトへのアクセス制限。アプリの利用制限。)

①フィルタリングとは…インターネットのウェブページを一定の基準で評価判別し、子どもに見せたくない有害なページにはアクセスできないようにする、とても重要な機能です。

※「子どもが嫌がるからフィルタリングは利用しない。」と安易に判断せず、年齢や使い方に合わせてフィルタリングを利用してください。未成年者の情報管理をするのは保護者の役目であり、フィルタリングの利用は保護者の責任です。フィルタリングを利用することで、サイバー犯罪被害や消費者トラブルの多くは防ぐことができます。

②フィルタリングサービスの利用の仕方…現在フィルタリングサービスを利用していない携帯電話やスマートフォンでも、販売店に手続きを依頼すれば、サービスを利用することができます。

③知っていますか？携帯電話とスマートフォンのフィルタリングの違い

○ 携帯電話の場合

携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスを利用することができます。接続してよいサイトを設定する「ホワイトリスト方式」(こちらの方が安全性が高いです)や接続できないサイトを設定する「ブラックリスト方式」などがあり、携帯電話事業者によって違いがあります。必要なフィルタリングサービスを確認して効果的に利用してください。

○ スマートフォンの場合

スマートフォンは2通りの回線(携帯電話回線とWi-Fi回線)でインターネットに接続できるため、それぞれに対応できるフィルタリングが必要です。また、携帯電話事業者が提供する、子どもに有害なアプリを自動的に選別して使用できないようにする「アプリフィルタリング」やアプリの利用を保護者が管理できるサービスも利用しましょう。

(2) 家庭でルールを作る

子どもたちもやがては大人になり、フィルタリングのかからないインターネットの世界を知ることになります。そのときに、さまざまな犯罪やトラブルを避けながら、マナーやルールを守って、適切にインターネットを利用していけるようになるためには、フィルタリングだけでなくインターネットのマナーやルール、安全対策についても教えることが必要です。また、携帯電話などのインターネットの利用が、日常生活に悪影響を及ぼさないよう、使用してよい時間帯、場所、充電や保管をする場所、してはいけないこと、ルールが守れなかった場合のペナルティーなど家庭でルールを決めておくことも大事です。下記を参考にしながら、親子でインターネット利用の“わが家のルール”を話し合ってみましょう。



「わが家のケータイ・インターネット10カ条」(例)

- 第1条 夜〇時を過ぎたら、携帯電話やパソコンは使わない。(1日〇分以上使わない)
- 第2条 食事中や、お風呂・トイレでは使わない。
- 第3条 知らない人宛のメールに、自分の住所、電話番号などは書かない。
- 第4条 掲示板に、自分の住所、電話番号は書かない。
- 第5条 掲示板で悪口を書かれたら、お父さん、お母さんに相談する。
- 第6条 悪口を書き込まない。
- 第7条 自分のホームページに、家族や友達の写真など相談なく勝手に載せたりしない。
- 第8条 着信があっても、知らない番号やメールアドレスにはアクセスしない。
- 第9条 チェーンメールを転送しない。
- 第10条 家で使うときはリビングで使う。



家族が見ていない時や、友達の家でもこの約束は破りません。 年 月 日 ○○ (お子さんの名前)
安全にインターネット・メールが使えるように応援することを約束します。 年 月 日 △△ (保護者の名前)

(3) 見守りをしよう

1. 利用料金明細書で、**金額欄だけではなく、利用状況を確認**する。
2. 深夜まで活用していることはないかなど、**利用時間を把握**する。
3. ケータイやパソコンは、大人の目の届くところに置き、**どんなことをやっているのか把握**する。
4. ケータイや、インターネットに関するニュースやマナー、モラルについて話題にする。

3 どう動く？被害にあったら・・・

掲示板、ブログ、プロフ、メール、チャット等でネットいじめがあったら、**即刻対応してください！**

【ネットいじめの例】●ブログやプロフに嫌な書き込みをされた。また、顔写真や動画、個人情報を無断掲載された。
 ●学校裏サイトにいやな書き込みや卑猥な写真、動画が掲載された。
 ●チェーンメールで悪口や誹謗中傷の攻撃を受けている。なりすましメールで困っている。

【対応の仕方・順序】

①証拠を残す ↓	画面、日時、書き込みのあるアドレス(URL)をプリントアウトする。 プリントアウトできないときは、デジタルカメラで撮影しておく。
②管理者に 連絡する	当該サイトに「削除について」などの案内があれば、その方法に従って依頼する。 *ドメインやIPアドレスからサイト管理者の連絡先を調べることができます。 ドメインとは右の網かけの部分のことです。 http://www.〇〇〇.com ●●@△△.co.jp ◆ 依頼するときの注意 ① 本名を書かない。「削除依頼人」とする。また、個人のメール、パソコンを使わない。 ② 書き込みのある画面のURLにリンクをはってすぐ飛べるようにする。 ③ 何がいけないのかを簡潔に書く。 ④ 通信記録の保存を依頼する。 ※ 本名を書いたり、直接「やめろ！！」と書くのは絶対やめてください。今度は自分がターゲットになったり、情報を悪用される恐れがあります。管理者の中には悪意のある人もいますので十分注意してください。

<書き込みの仕方(文例)>

<参考資料 文部科学省>

【件名】【削除依頼】誹謗・中傷の書き込み

【差出人】削除依頼人

【本文】URL : http:// ~

スレッド : http:// ~

書き込みNo. :

違反内容 : (具体的な書き込み内容を書く)

削除理由 : 上記の掲示板内に、個人を誹謗中傷する書き込みがあり、当人が大変迷惑しています。更に書き込みが行われると、犯罪に発展する可能性もあります貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。なお、通信記録の保存もお願いいたします。



管理者に連絡してもダメだったら・・・③へ

③プロバイダー
に連絡す

掲示板の最下部に書かれたリンクをクリックすると、掲示板サービスを提供しているプロバイダーのHPにアクセスできる。そのページにある「問合せ」「違反BBS通報」から削除依頼のメールを送る。**それでもダメだったら・・・④へ**



④通報機関に
連絡する

- 愛知県警 サイバー犯罪対策室 052-951-1611(代)
【ホームページ】<http://www.pref.aichi.jp/police/safety/high-tech/index.html>
- インターネットホットラインセンターへ連絡(携帯用通報サイト)
【ホームページ】<http://www.iajapan.org/hotlinecenter/cgi-bin/illegal-mobile.html>
- 人権相談機関へ連絡
 - ・ 名古屋法務局 052-952-8111 ・ 子どもの人権110番 0120-007-110
 - ・ インターネット人権相談受付窓口(SOS eメール)
【パソコンサイト】 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
【携帯サイト】 <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>